新合葬墓建設·里塚霊園管理事務所建替基本計画策定支援業務 公募型企画競争 提案説明書

> 令和6年5月 札幌市保健福祉局ウェルネス推進部施設管理課

1 業務名

新合葬墓建設 • 里塚霊園管理事務所建替基本計画策定支援業務

2 業務の目的

札幌市では合葬式の埋蔵施設として平岸霊園内に合同納骨塚を設置、運営しているが、近年のニーズの変化により利用者が増えており、令和9年度には埋蔵可能容量を超過する試算となっている。

そのため、合葬式埋蔵施設の新増設の検討のため令和4年度に設置可能場所の調査を行った結果、里塚霊園内への設置を有力候補として選定した。里塚霊園内に合葬墓を新設する場合には、里塚霊園管理事務所での通年受付が必要となるが、現在の里塚霊園管理事務所は老朽化により通年開所には対応できないことから、同管理事務所の建替も同時に行う方向で検討を進めることとした。令和5年度には、里塚霊園内に合葬墓を新設し、霊園管理事務所の建替を行えるかどうか検討するため、里塚霊園内施設再整備に向けた調査業務を実施し、建設候補地の選定を行った結果、建設が可能であることが判明した。

本業務は、令和5年度に実施した調査結果を基に、里塚霊園内への合葬墓の新設及 び霊園管理事務所の建替に関する基本計画策定の支援を行うことを目的とする。

- 3 新合葬墓・新里塚霊園管理事務所建設予定地 札幌市清田区里塚 468 番地外(里塚霊園内、別紙「配置検討図」のとおり。)
- 4 新合葬墓・新里塚霊園管理事務所に求める機能及び想定諸元 別紙「配置検討図」及び以下のとおりの機能・諸元を想定しているが、建設予定の敷 地内に納まる範囲で自由に提案することを妨げるものではない。

(1) 新合葬墓

石碑・献花台	参拝者がお参りできるよう、石碑と献花台を1か所以上設ける。また、お盆の混雑時に参拝者の滞留を極力軽減し、駐車場まで参拝待ちの列ができないような対策を講じる。なお、傾斜地に石碑や献花台を設ける場合は、墓参者に配慮してバリアフリー化する。	
カロート容量	合計 180m³以上の容量のカロートを設ける(合計容量が確保できれば、カロートの個数は任意)。また、同じ規模のカロートをさらに2基(合計 360m³以上)増設できる場所を確保した配置とする。	
カロート設置場所侵	カロートの上を参拝者が歩かないよう、何らかの侵入防止策	
入防止策	(上屋の設置、生垣の設置、柵の設置 など)を講じる。	
納骨作業が見えない	霊園作業員による納骨作業が参拝者や近隣住民から見えない	
ような配慮	よう、何らかの対策を講じる。	

(2) 新里塚霊園管理事務所

ア 管理事務所棟

階数・延床面積	地上1階、300m ²
	トイレ(閉庁時も来園者が利用できるようにする)、待合ロビ
必要な機能	一、受付待合、事務室、受付窓口、書庫・物入、会議室、給
	湯室、ユーティリティ、倉庫、来庁者用駐車場(40 台分)

イ 遺骨保管庫棟

階数・延床面積	地上1階、110m ²
必要な機能	遺骨 2,000 体分以上を収容可能なスペース

ウ 車庫・倉庫・作業場棟

階数・延床面積	地上1階、250m ²
	4t トラック・ミニホイールローダー・普通自動車・軽トラック
	各1台の駐車スペース、作業場(動力必要)、作業員用休憩
	室、ユーティリティ、倉庫、車両スペース(職員用駐車場 10
	台分、車両の回転スペース)

エ 少量危険物倉庫

階数・延床面積	地上1階、4m²
必要な機能	ガソリン等の少量危険物の保管庫

5 契約概要

(1) 契約方法

公募型企画競争(プロポーザル)により選定された契約候補者との随意契約

(2) 告示日

令和6年(2024年)5月1日(水)

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和7年(2025年)3月28日(金)まで

6 業務内容

別添「新合葬墓建設・里塚霊園管理事務所建替基本計画策定支援業務仕様書(以下「業務仕様書」という。)」のとおり。

7 予算規模(契約限度額)

7,600 千円程度(消費税及び地方消費税を含む。)

8 企画提案を求める項目

(1) 業務計画案

本業務に携わる業務従事者の実績、業務における調査・検討方法、業務執行体制及びスケジュール等を示すこと。また、そのような提案とした理由について記載すること。

(2) 新合葬墓建設基本計画の検討(機能面)

新築合葬墓が供用中に、納骨作業が近隣住宅や墓参者から見えないよう、植栽や上屋の設置などの工夫を提案すること。上屋を設置する場合は、カロートが満杯となった際に撤去・移設等が可能な方式で検討することとする。合計 180m³以上のカロート容量を備えた埋蔵施設を配置することとし、納骨の際の安全かつ効率的な作業環境に配慮するとともに、通年の納骨作業が可能な内容で提案すること(カロートは分割して設置することも可能)。また、同じ規模のカロートを2基(合計 360m³以上)増設可能な場所を確保した配置とすること。

合葬墓の埋蔵が完了した後、維持管理が容易になるような形で整備する案を提示すること。なお、傾斜地に石碑や献花台を設ける場合は、墓参者に配慮してバリアフリー化すること。

(3) 新合葬墓建設基本計画の検討(デザイン面)

新合葬墓の墓参者に配慮し、石碑や献花台を設けることとし、そのデザインを提案すること。埋蔵中の合葬墓の納骨作業が見えないように設置する上屋等及び合葬墓への埋蔵完了後の整備についても、故人の尊厳や墓参者に配慮したデザインとすること。

(4) バリアフリー及び環境に配慮した霊園管理事務所基本計画の検討

新霊園管理事務所について、バリアフリーに配慮したエントランス、ロビー、受付窓口、トイレ、動線となるような案を提示すること。道産木材利用や省エネ(太陽光パネルの設置等含む)など環境に配慮した基本計画を提案すること。

(5) 業務内容に含まれない独自提案

業務仕様書に示す内容以外に付加できる事柄がある場合は、その理由を付して提案すること。

9 参加資格要件

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪)において、大分類「建設関連サービス業」、中分類「建築設計・監理業」、「十木設計・監理業」または「建設関連調査サービス業」に登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁)に基づく参加停止措置を受けていない者。
- (4) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

- (6) 本業務において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (7) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

10 選定方法

提出された企画提案書及びヒアリングを基に「新合葬墓建設・里塚霊園管理事務所建 替基本計画策定支援業務に係る企画競争実施委員会」(以下「実施委員会」という。)の 審査において、別紙「提案を求める項目と評価項目・評価基準表」により総合的に審査 し、最も優れた企画提案者(入選者)を選定する。

- (1) 参加資格の確認及び一次審査(書面審査)
 - ア 参加資格については「9 参加資格要件」に基づき確認を行う。
 - イ 一次審査においては、企画提案書の内容について、「提案を求める項目と評価項目・評価基準表」のすべての評価項目に基づき実施委員会が評価を行う。なお、一次審査の審査結果は二次審査に引き継ぐことはしない。
 - ウ 参加資格の確認結果及び一次審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に書 面により通知する。
 - エ 一次審査の通過者数は3者程度とする。なお、企画提案者が少数の場合は、実施 委員会委員長の決定により、一次審査を省略する場合がある。
- (2) 二次審査 (ヒアリング)
 - ア 一次審査を通過した企画提案者に対し、企画提案書に基づくヒアリングを実施する。なお、状況によっては、オンライン方式や人数を限定しての実施となる場合もある。
 - イ 出席者は業務処理責任者を含む最大3人までとする。
 - ウ ヒアリングは1事業者当たり約20分(提案説明7分、質疑13分)を想定し、順次 個別に行う(二次審査の対象者数等により、1事業者当たりのヒアリング時間は変 更する可能性がある)。
 - エ 二次審査においては、「提案を求める項目と評価項目・評価基準表」のすべての 評価項目に基づき実施委員会が評価(以下「採点」という。)を行う。
 - オ 企画提案者が1者の場合でも、最低基準点を超えている場合は、入選者として選 定する。最低基準点は総合得点(満点)の6割とし、最低基準点に満たない場合は 入選者としない。
 - カ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により入選者を選定する。
- (3) 契約候補者の選定

原則として入選者を契約候補者とし、その手続きについては、札幌市契約規則による。契約候補者と札幌市との間で、業務仕様書及び企画提案内容を基に協議を行い、協議が整った場合に、契約候補者を相手方とする随意契約の方法により契約を締結する。

なお、契約候補者との交渉が不調に終わった場合や、契約候補者が「9 参加資格 要件」のいずれかに該当しないこととなった場合は、委員会において次点とされた者 と交渉する場合がある。

(4) 選定結果の通知方法

選定の結果は、企画提案者全員に対して書面により通知する。

11 参加手続きに関する事項

(1) 企画提案実施に係るスケジュール (予定)

手続き	日程	
企画提案の公募開始	令和6年5月1日(水)	
質問書の提出期限	令和6年5月10日(金)17時まで(必着)	
参加意向申出書の提出期限	令和6年5月17日(金)17時まで(必着)	
企画提案書等提出期限	令和6年5月31日(金)17時まで(必着)	
参加資格の確認及び一次審査(書類審査)	令和6年6月5日(水)	
二次審査(ヒアリング)	令和6年6月19日(水)	
契約候補者への通知、契約締結	令和6年6月下旬~7月上旬	

(2) 提出書類

下記の提出書類について、提出書類①は、正本1部を提出期限までに担当部局へ持参又は郵送により提出すること。提出書類②~④については、同じ綴りで各10部(正本1部、副本9部)並びにPDF形式の電子媒体(CD又はDVD)1部を、提出期限までに担当部局へ持参又は郵送により提出すること。

なお、持参での提出については、期限内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時45分から午後5時15分までとし、提出後の差換え、変更、再提出及び返却には応じない。

提出書類	備考	提出期限
①参加意向申出	・様式 1	令和6年5月17日(金)
書	・期限までに提出されなかった場合は、企画提案書	17 時まで(必着)
	の提出を認めない。	
②企画提案書	・自由様式	令和6年5月31日(金)
	・A3(左綴じ)、表紙を除き3ページ以内、片面	17 時まで(必着)
	印刷、インデックス等は付さない	
	・表紙はA4とし、会社名、会社所在地、代表者	
	職・氏名を記載	
	・表紙を除きページの通し番号を付すこと	
	・正本はホチキス留めし、社印を押印	
	・副本はクリップ留め	
③業務従事者	・様式 2	令和6年5月31日(金)
(再委託)	・再委託を行う場合のみ提出すること	17 時まで (必着)
	・1事業者につき1枚作成すること	

④参考見積書	・自由様式(ただし、A4)	令和6年5月31日(金)
	・見積の根拠や業務ごとの内訳金額、人工について	17 時まで(必着)
	記載すること	

(3) 質問の受付及び回答

本業務に係る質問は、提出期限(令和6年5月10日(金)17時)までに質問書(様式3)に記載のうえ原則として電子メールで提出すること。その際の電子メールの件名は「新合葬墓・里塚霊園管理事務所建替基本計画策定支援業務企画競争に関する質問書」とすること。

なお、提案内容と関連しない項目(参加意向申出書の記載方法等)については電話 での質問も認める。

受理した質問書への回答は、原則電子メールにより随時質問者へ送付するとともに、質問及び回答の内容を、札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ホームページ (https://www.city.sapporo.jp/kenko/wellness/keiyakujoho/index.html) 上で公開する。

(4) 無効の取扱い

提出された企画提案書は、次のいずれかに該当する場合には無効とする。

- ア 提出された企画提案書に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意 が不明な場合
- イ 応募資格のない者から企画提案書が提出された場合
- ウ 本提案説明書及び業務仕様書に従って作成されていない場合
- エ ヒアリングの参加要請があったにも関わらず参加しなかった場合
- オ 同一の事業者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- カ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利益を得るために連合した事業者が提出した場合

12 関係資料

企画提案書の作成に当たって、下記の本市ホームページにて公開している情報を参考 とすること。

「札幌市火葬場・墓地に関する運営計画」

https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f3seikatu/kihonkoso/index.html

13 貸与資料等

(1) 提供資料

別紙 配置検討図

(2) 貸与資料

資料1 令和5年度実施「里塚霊園内施設再整備に向けた調査業務」報告書

資料2 平岸霊園合同納骨塚増設工事図面

資料3 里塚霊園平面図(給水、雨水、汚水、電気)

(3) 貸与資料に関する規定

ア 本業務の遂行に当たって、本市が必要と認めたもの及び提案者において必要と

認めたもので本市が許可するものを貸与又は提供する。

- イ 貸与又は提供品等は、本業務のみに使用するものとし、提案者の責任において 管理しなければならない。
- ウ 貸与受領に当たっては、貸与品を記載した借用書を提出するものとし、本業務 の完了等により貸与品が不要となった場合は、速やかに返却届と合わせて返却す ること。返却場所は引渡場所と同じとする。
- エ 前項イウにおける必要な書類は、任意の書式とする。

14 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法が本提案説明書及び各様式に て定めた内容に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本提案説明等に定める手続き、方法等を遵守しない者
- (7) 11の(4)により無効となった企画提案書を提出した者

15 参加資格及び評価についての申立て

(1) 参加資格

企画提案者は本企画競争において、参加資格を満たさない若しくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内にその理由等について書面により求めることができる。

(2) 評価

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

16 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用(必要な改変を含む。) することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、 企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に

何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(5) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

17 その他の留意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画競争を公正に執行することが困難であると認めるときは、企画競争の実施を延期又は取り止めることがある。
- (3) 応募者は、本提案説明書ほか関係書類について疑義がある場合は、上記「11 の(3) 質問の受付及び回答」のとおり質問できるが、企画提案書を提出した後にこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 札幌市に提出した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- 18 問い合わせ先(担当部局)

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル7階 札幌市保健福祉局ウェルネス推進部施設管理課 秋田

Tel: 011-211-3518 FAX: 011-211-3521

電子メールアドレス: h-shisetsukanri@city. sapporo. jp

ホームページ: https://www.city.sapporo.jp/kenko/wellness/keiyakujoho/index.html